令和3年度 予算案をお知らせします

3年度の当初予算案は、「不透明な財政環境の中、『新たな日常』を基軸とする第二次実行計画を始動させ、現下の区政課題の解決に向け挑戦する予算」と位置付け、編成しました。一般会計は1,576億7,149万6千円で、前年度に比べ36億9,515万4千円、2.4％の増となりました。特別会計を合わせた予算規模は2,266億2,700万3千円となっています。

今回は、予算案のうち会計別当初予算案、一般会計歳入・歳出予算の内訳のほか、3年度に実施する第二次実行計画事業について、予算の内訳と予算見積もりの査定結果をお知らせします。予算案は、現在開会中の3年第1回区議会定例会で審議されます。

【問合せ】財政課（本庁舎3階）☎（5273）4049へ。

3年度会計別当初予算案

（△は減）

会計区分	3年度予算額	増減額（2年度比）	増減率
一般会計	1,576億7,149万6千円	36億9,515万4千円	2.4%
国民健康保険特別会計	353億879万9千円	△12億5,319万5千円	△3.4%
介護保険特別会計	261億4,180万9千円	△5億2,002万7千円	△2.0%
後期高齢者医療特別会計	75億489万9千円	△5,851万4千円	△0.8%
合　計	2,266億2,700万3千円	18億6,341万8千円	0.8%

「令和3年度予算（案）の概要」を作成しました

予算案のあらましや、主要施策の概要等を掲載しています。財政課、区政情報センター（本庁舎1階）等で配布しているほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。

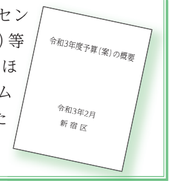

一般会計歳入予算の内訳

一般財源：981億2,513万2千円（62.2%）
特定財源：595億4,636万4千円（37.8%）

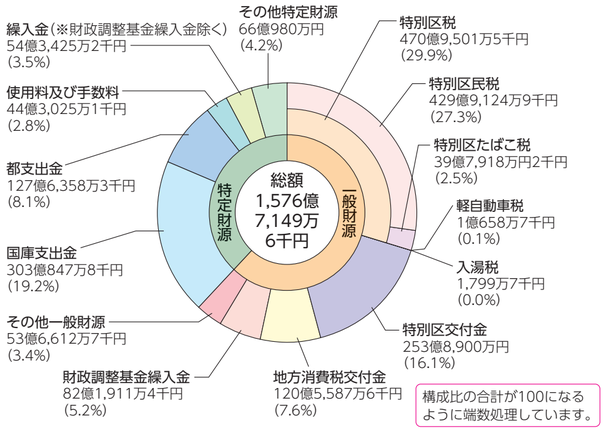

構成比の合計が100になるように端数処理しています。

一般会計歳出予算の内訳

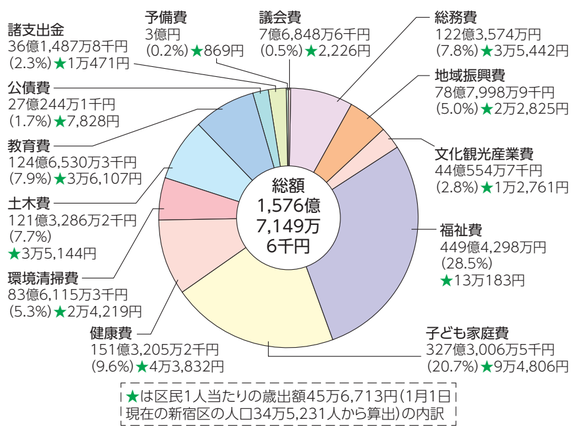

★は区民1人当たりの歳出額45万6,713円（1月1日現在の新宿区の人口34万5,231人から算出）の内訳

第二次実行計画事業 3年度の内訳（142億7,565万3千円）

第二次実行計画は、総合計画の5つの基本政策に基づき、令和3年度～5年度に計画的・優先的に推進する事業をまとめたものです（1・2面参照）。3年度は、一般会計歳出予算（左円グラフ下）の各経費のうち141億9,784万1千円、特別会計歳出予算の各経費のうち7,781万2千円、合計142億7,565万3千円が第二次実行計画事業に充てられます。

また、広報新宿令和2年11月25日号4面に掲載した第二次実行計画（令和3年度～5年度）で取り組む事業の一部の3年度予算見積もりについて、予算案の金額と調整内容をお知らせします。

基本政策Ⅰ　暮らしやすさ1番の新宿

52億1,955万4千円［特別会計（内数）7781万2千円］

（単位：千円、△は減）

事業名・内容	見積額	予算額	調整額・内容
気軽に健康づくりに取り組める環境整備	22,402	18,222	健康ポイント事業委託料等の精査による減額　△4,180
高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進	26,281	26,268	事務費の精査による減額　△13
地域で支え合うしくみづくりの推進	83,844	86,035	地域交流スペース（中落合高齢者在宅サービスセンター内）開設準備経費の増額　2,191
着実な保育所待機児童対策の推進	258,222	716,059	私立保育所2か所の追加整備等による増額　457,837
地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実	25,055	24,485	事務費の精査による減額　△570
豊かな人間性と社会性を育む教育の充実	23,505	22,450	教材の印刷経費等の精査による減額　△1,055
若者の区政参加の促進	3,486	2,188	しんじゅく若者意識調査の見直しによる減額　△1,298
町会・自治会活性化への支援	4,971	4,971	見積もりどおり

基本政策Ⅱ　新宿の高度防災都市化と安全安心の強化

28億5,234万5千円

（単位：千円、△は減）

事業名	見積額	予算額	調整額・内容
建築物等の耐震性強化	471,333	490,832	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事費補助件数の増等による増額　19,499
道路の無電柱化整備	114,513	114,513	見積もりどおり
道路・公園の防災性の向上	76,873	76,871	事務費の精査による減額　△2
マンション防災対策の充実	4,760	4,760	見積もりどおり

基本政策Ⅲ　賑わい都市・新宿の創造

38億6,611万5千円

（単位：千円、△は減）

事業名	見積額	予算額	調整額・内容
新宿駅周辺地区の整備推進	797,816	812,999	事業スケジュールの見直し等による増額　15,183
安全で快適な鉄道駅の整備促進	190,020	190,020	見積もりどおり
新宿中央公園の魅力向上	98,058	98,028	工事費の精査による減額　△30
地球温暖化対策の推進	86,866	85,421	「新宿の森」自然体験の休止による減額　△2,486 環境対策講座の追加による増額　1,041
大学等との連携による商店街支援	10,080	10,080	見積もりどおり
新宿の歴史・文化の魅力向上	23,156	22,274	事務費等の精査による減額　△882

基本政策Ⅳ　健全な区財政の確立

23億3,682万5千円

基本政策Ⅴ　好感度1番の区役所

81万4千円

新型コロナ対策　25億306万4千円（特別会計を含む）

新型コロナの動向を見極めながら、「区民の命と暮らしを守る対応」と「地域経済の回復に向けた対応」について、引き続き社会経済情勢に応じて機動的に取り組んでいきます。

◆感染防止対策　12億8,333万2千円

【主な事業】▶検査体制の充実（4億5,459万8千円）、▶保健所の機能強化（1億6,350万1千円）、▶医療費公費負担（1億5,400万2千円）、▶移送体制の確保（3,911万6千円）

◆経済対策　9億5万2千円

【主な事業】▶商工業緊急資金利子補給（3億5,477万9千円）、▶貸付信用保証料補助（1億4,887万円）、▶店舗等家賃減額助成（1億4,598万3千円）

◆区民生活支援　3億1,968万円

【主な事業】▶住居確保給付金（2億8,780万2千円）、▶高齢者緊急ショートステイ事業（1,028万7千円）、▶緊急保護居室確保等（障害者緊急ショートステイ／939万2千円）

不合理な税制改正等に対する特別区の主張

一方的に奪われる特別区の税源

「地方創生の推進」と「税源偏在是正」の名のもと、法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方的に奪われています。

こうした不合理な税制改正による特別区全体の影響額は2,500億円に迫る勢いで、特別区における人口70万人程度の財政規模に相当する額です。

地方税を国税化して再配分する手法は、応益負担や負担分任という地方税の本旨を無視したものです。本来、地方財源の不足や地域間の税収等の格差は、国の責任で地方交付税財源の法定率を引き上げ、調整するべきです。

目指すべき地方税財源の充実

特別区は、持続的な都市の発展のために取り組むべき喫緊の課題や将来的な課題が山積しています。

こうした中、新型コロナ対策では全国で最も多くの感染者を抱え、感染拡大防止対策や中小企業・医療機関への支援策、生活保護費など、膨大な財政需要が生じています。

不合理な税制改正の影響に、新型コロナの影響による景気後退が重なり、今後、地方交付税の不交付団体である特別区は大幅な減収局面を迎えます。こうした状況の中、備えとしての基金残高や税収の多寡という側面にのみ焦点を当てて、あたかも財源に余裕があるとする議論は容認できません。

今こそ、国の責任において各地域を支える地方税財源の充実強化を図り、日本全体の持続可能な発展を目指すべきです。

確定申告が始まりました

申告期限
- 所得税及び復興特別所得税…4月15日㈭まで
- 贈与税…4月15日㈭まで
- 個人事業者の消費税及び地方消費税…4月15日㈭まで

申告について詳しくは、国税庁ホームページ（HPhttps://www.nta.go.jp/）でご案内しています。

【問合せ】▶新宿税務署（〒169-8561北新宿1―19―3）☎（6757）7776、▶四谷税務署（〒160-8530四谷三栄町7―7）☎（3359）4451へ。

申告書作成会場をルミネゼロ（NEWoMan5階）に開設中

【開設期間】3月15日㈪まで（土・日曜日、祝日を除く）
※2月28日㈰は開場します。

【受付時間】午前8時30分～午後4時
（相談は午前9時15分から）

【所在地】渋谷区千駄ヶ谷5―24―55、NEWoMan5階

●入場には整理券が必要です

混雑回避のため、当日午前8時30分から会場で整理券を配布します。また、LINEアプリで国税庁LINE公式アカウント（国税庁ホームページ内。右図二次元コード）を「友だち追加」することで、事前に日時指定の整理券を入手できます。整理券の配布状況により、早めに受け付けを終了する場合があります。詳しくは、国税庁ホームページでご案内しています。

※税務署内に申告書作成会場はありません。

※作成済みの申告書等は、郵送で所轄の税務署へ提出してください。

確定申告の注意点

◆医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」の添付が必要です

「医療費控除の明細書」は国税庁ホームページからダウンロードできます。

※領収書では医療費控除は受けられません（領収書は5年間保存が必要です。税務署から求められた際は、提示または提出しなければなりません）。

◆申告書にはマイナンバー（個人番号）の記載と運転免許証など本人確認書類の提示または写しの添付が必要です

にせ税理士にご注意を

税理士は税理士証票を携行し、税理士バッジを着用しています。税理士をかたる不審な人物には、十分ご注意ください。

4月1日から始まります

ふるさと新宿区 わがまち応援寄附金

ふるさと納税制度による寄附金が区政や地域社会に有意義に活用されるよう、地域社会に貢献する公益的活動を行う区内の団体を指定して、区へ寄附できる新たな寄附金として「ふるさと新宿区わがまち応援寄附金」の受け入れを開始します。

【問合せ】総務課総務係（本庁舎3階）☎（5273）3505へ。

◆ふるさと新宿区わがまち応援寄附金

区内在住・在外を問わず、支援したい区内の団体（下記支援対象団体）を選んで区へ寄附できます。

寄附金額のうち、7割（上限）は寄附者が支援したい団体へ「支援金」として交付し、3割は区政全般へ活用します。

※団体に支援金の交付ができなかった場合も、寄附金は寄附者に返還せず、全額を区政全般に活用させていただきます。

◎支援対象団体…公益財団法人・社団法人、学校法人、認定NPO法人等、東京都条例指定寄附金の対象団体で、主たる事務所・事業所の住所が新宿区内の団体。詳しくは、新宿区ホームページでご案内しています。

◆寄附の方法

下記から納付方法を選択。

▶納付書での寄附（右図参照）

▶現金での寄附（総務係で受け付け）

※寄附金申込書は、新宿区ホームページから取り出せます。郵送での取り寄せを希望する方は総務係へお電話ください。

納付書での寄附
寄附者 ①③↓ ↑②④ 新宿区

① 寄附金申込書（※）を提出
② （①が区に到着後）寄附者へ納付書を送付
③ 納付書で金融機関等から寄附金を納付（手数料無料）
④ 納付確認後、寄附金受領証明書を送付

◆税金の寄附金控除

寄附金額から2,000円を除いた額（個人ごとに上限あり）を確定申告することで、所得税・住民税の控除が受けられます。

※寄附金控除には、原則として区の寄附証明書による確定申告が必要です。給与所得者等の一定の要件に該当する方は、ワンストップ特例制度（確定申告不要）が利用できます。

住民税（特別区民税・都民税）を滞納している方は相談を

★3月の第1日曜日（3月7日㈰）に住民税の納付相談を実施します

納付や電話での相談も受け付けます。来庁の際は、収入・生活状況を確認できる書類等をお持ちください。

【日時】3月7日㈰午前9時～午後4時30分

【会場・問合せ】税務課納税係（本庁舎6階）☎（5273）4534へ。

※当日は、区役所本庁舎休日・夜間出入口（西側地下1階）をご利用ください。車いすをご使用の方は、事前にご連絡ください。